

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 6 日現在

機関番号：32612

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2016

課題番号：25381043

研究課題名(和文)戦後日本における教職の専門性の史的展開に関する総合的研究

研究課題名(英文)A Study on the historical contexts of professionalism of teaching in Post-War Japan

研究代表者

佐久間 亜紀(SAKUMA, AKI)

慶應義塾大学・教職課程センター(三田)・教授

研究者番号：60334463

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,700,000円

研究成果の概要(和文)：第一に、日本における教職=専門職像が、欧米モデル、特に米国の専門職像とどう異なるかを明らかにした。日本における教職の専門職像は、米国における教職=専門職像と異なり、国家主義に環流するメカニズムを内包する点を明らかにした。第二に、19世紀米国における教職の専門性と専門職性の関係を明らかにした。米国では、教職の専門職性(給与や待遇)を支えることなしに、教職の専門性(教師の能力)を高めようとする改革を約百年間続けたが、成功しなかった。第三に、20世紀日本においては、教職の専門性を高める改革が続けられてきたが、教職の専門職性を高める改革は、1969年の人材確保法以来行われていないことが示唆された。

研究成果の概要(英文)：First, Aki Sakuma pointed out that the concept of profession of teaching in Japan was constructed based on the teachers' self-sacrifice for the nation in Meiji Era, which was different from the US concepts based on the devotion to the God.

Secondly, I analyzed the relationship between the professionalism and the professionality of teaching in 19th century America. US normal schools were required to improve teachers' ability and kept reforming their curriculum, in vain. One of the main reasons of it was they could get only few fiscal supports for promoting teachers' salary/ working conditions. Thirdly, the relationship between the professionalism and the professionality of teaching in 20th century Japan.

研究分野：教育学

キーワード：教師教育 教員養成 教職の専門性 教職の専門職性

1. 研究開始当初の背景

欧米英語圏における教職研究は、「教職の専門性」を二つの観点から検討してきた(Englund, 1996)。一つは「教職の専門性(professionalism)」、つまり教師の職務内容や行動の具体や規範の観点であり、もう一つは「教職の専門職性(professionalization)」、つまり教職の社会的地位や尊敬の度合い、社会的評価や専門的報酬などの観点である。

この二つの観点を分別した近年の諸研究は、各国における教育改革や教員政策に、反省を促してきた。すなわち、従来は教職の専門化と専門職化は補完的なものと捉えられ、教員養成期間の延長など、教師の力量を向上させれば教職への信頼も増すことを自明の前提とした改革が推進されてきた。

しかし近年の英国を中心とする教職史研究は、専門化改革がむしろ専門職化を阻み、相反関係を生じる場合もあることを指摘してきた(Labaree, 1997; Hargreaves, 2006 = 佐久間, 2012et.al.)。

翻って日本では、これら国際的研究動向を踏まえた史的な研究は未だ少ない。教職史の包括的研究は、稲垣忠彦他編『教師のライフコース』(東大出版会、1988年)、門脇厚司『東京・教員生活史研究』(学文社、2004)などごく少数に限られ、しかも、戦後を対象とした研究はほとんどおこなわれてこなかった。さらに、専門性と専門職性を文節化した分析枠組みを用いた研究も少数に留まってきた(ハーグリーブズ = 佐久間訳、2012)。

2. 研究の目的

したがって本研究では、戦後日本において、教職の専門性と専門職性がどのように相関しつつ変化してきたのかを明らかにし、国際的な研究動向のなかに位置づけ、世界における教師教育研究の進展に参画することを目指した。

国の教員政策において、教職の専門化と専門職化は、補完的なものと捉えられてきた。すなわち、教師の力量を向上すれば教職の社会的地位も上がることを自明の前提として、教員政策や改革が進められてきた。

しかし、近年の欧米英語圏を中心とした教職史研究は、専門化改革がむしろ専門職化を阻み、相反関係を生じる場合もあることを指摘してきた(Hargreaves, 2006)。

本研究は、戦後日本における教職の専門性と専門職性がどのようにとらえられ、その向上がどのように目指され、その内実がどのように変化したのかの史的展開を明らかにすることによって、日本における特徴と意義を国際的な研究動向のなかに位置づけると共に、今後の教師教育改革に対して学術的知見を提供することを目的とする。

3. 研究の方法

本研究は、教職史の展開を、教師教育論・教育社会学・教育財政学・教育行政学・教育法学の、各ディシプリンを有する中堅研究者の領域横断的な協働にて明らかにする。教職の歴史叙述は、教職のもつ複合的な性格によって、社会や経済や地域文化の歴史的分析を視野に入れざるをえないため、学際的方法の採用によって、多角的な分析をおこなった。

4. 研究成果

本研究の主な研究成果は以下のとおりである。

(1) 日米の教職 = 専門職像の異同

第一に、日本における教職 = 専門職像が、米国の専門職像とどう異なるかを史的に明らかにした。

明治初期に初代文部大臣森有礼が参照した教職像は、森が視察した米国州立師範学校における教職像であった。これは、米国が神に愛された特別の国であり、国への献身は神への献身であるという認識に基づいて、教職 = 聖職 = 専門職という教職像であった。

森はこの19世紀米国プロテスタンティズムに基づく教職像を日本に移入する際、キリスト教における「神」を「国」へと置換していた。

したがって米国の教師 = 聖職像の権威は神に由来するが、日本の教師 = 聖職像の権威は国家に由来する位置づけとして基礎づけられることになった。これにより、森自身の国家主義観自体は伊藤博文や元田永孚の国家主義と異なるものだったが、森が暗殺された1889年に大日本帝国憲法第三条によって天皇が神格化されて以降、国家 = 天皇 = 神の権威が教職の権威の源泉となり続けていったという、史的展開に関する一仮説が提示できた。

この点で、米国における教職 = 専門職像と異なり、戦後日本における教職 = 専門職像は国家主義に環流するメカニズムを内包する点を明らかにした。

(2) 米国における教職の専門性と専門職性の関係

第二に、米国における教職の専門性と専門職性の関係を、19世紀に焦点をあてて明らかにした。

米国において、州立師範学校は教職の女性化が進行する中で創設されたため、女性の社会的地位や被教育水準の低さと、密接に関連づけられて出発した。

州政府は、教職の専門職化をめざして、16歳以上という当時としては異例の高い入学資格基準を設定したが、当時の女性入学志願者に対しては、それらの理想は非現実的なものだった。19世紀を通じて、州立師範学校の

入学志願者の多くが女性であり、その女性の被教育水準が相対的に低かったため、州立師範学校はカリキュラムの水準を上げたくても、実際には上げられないという問題に直面することとなった

州立師範学校が教師の能力の向上に対して与えられる影響は限定的で、むしろ教職の労働条件や需給関係が州立師範学校に与える影響のほうが大きく、州立師範学校はそれら外的諸条件に翻弄されつつ対応を迫られていた。しかも、それら外的諸条件については一切考慮されないまま、州立師範学校は19世紀初頭から一貫して、輩出する教師の「質の低さ」について一方的な批判にさらされ、生き残りをかけた改革をおこなわなければならない状況に置かれ続けていた。

以上のように、19世紀の米国では、教師の能力の向上は、教師養成機関のカリキュラム改革や高度化によって教師の能力、すなわち教職の専門性を向上しようとしたが、教職の給与や待遇を高める政策が何もおこなわれなかったため、結果としてカリキュラムの水準を高めることができなかった。

その結果、中西部の州立師範学校は、カリキュラムの水準を高めて大学昇格化を果たしたが、入学者の多くは教職に就くことを望まず、学内でも教職準備教育は重視されなくなっていった。一方、東部の州立師範学校は、小学校教員養成に特化し、個性化・個別化を図ったが、学問的水準が高まらず、大学昇格化は全米で最も遅れる結果となった。

以上の史的過程をみれば、マサチューセッツ州の教育指導者ホレス・マンの仮説、すなわち教師たちの力量を向上させる改革を推進すれば、教職の社会的地位もおのずと改善されるだろうという仮説は、歴史によってすでに否定されたようにもみえる。教職の専門性を向上させるためには、教職の専門職性の向上、すなわち教職をめぐる社会的状況への対処や、教師養成機関を一方的に非難するばかりの世論への対処も、重要であることが示唆された。

また、19世紀アメリカの教師教育改革にみられた諸特徴、すなわち 学校教員の質の低さを、すべて教員養成機関のカリキュラムのせいにしてしまう政策理念、 財政出動の代わりに、安価な労働力を調達することで、教員数だけ揃えようとする財政構造、 教職を安価な労働に据え置いたまま、教員個人の献身や熱意を動員し、結果として教員の自己犠牲を強いる社会規範、 政治家が汚職を重ねても、経済が不況に陥っても、政治学部や経済学部を廃止せよという世論は起きないのに、学校教育に問題が生じると教員養成機関を潰そうとする、「世論の無知と偏見」(エレン・ハイド) は、すべて現代の米国および日本に共通して観察されるものである。

本科学研究費の研究では19世紀にとどまったが、20世紀における教職の専門性と専門職性との関係のさらなる解明が、今後の大きな課

題である。

(3)20 世紀日本における教職の専門性と専門職性の展開

日本国内の教職史研究では、教職の理念史研究が重要な主題とされ、教師=聖職者論・労働者論・専門家論を対立的に付置しつつ史的展開を整理する叙述枠組みが多く採用されてきた(石戸谷, 1967)。

1980年代後半からは、教師=聖職者論と労働者論の対立を乗り越える教師像として、教師=専門家論が位置づけられ、教職の専門職化が目指すべき方向として示されてきた(市川編, 1986; 佐藤, 1996, 2015)。

1970~80年代には、主に教育社会学研究の領域で、「専門職」という語の多義的使用状況の批判(竹内, 1971; 竹内, 1975)や、教職の専門職化がもたらす弊害や危険性も提起されていたが(河上, 1980; 今津, 1989)が、2000年代以降は教職の専門職化への疑問や批判はほとんど聴かれなくなっている。つまり、日本では教職史の発展史的な叙述枠組みは現在も維持されており、十分に相対化されているとはいいがたい。

国の教員政策においても、1969年の人材確保法、1971年の給特法に続いて、1971(S46)年中央教育審議会答申には、教職は「高い専門性と職業倫理によって裏づけられた特別の専門的職業」であるべきとする方向性が示され、1978年~1981年新構想三大学の設立、2007年教職大学院の設立など、1960年代後半から一貫して、実際に教職の専門職化が目指されてきたと解釈できる。

近年では、これらの教員政策が実際には教職を「脱専門職化」しつつあるとする解釈や批判も提起されているが(丸山, 2006; 野平, 2008; 加野, 2010)、いずれにせよ教職の専門職化自体が目指される方向であることは、今や研究領域においても教員政策においても、自明の前提とされているといつてよいだろう。

しかし、本研究によって、新構想大学の設立過程や、地方公務員における教職決定メカニズムの決定過程の検討を通して、日本において「特別の専門的職業」としての教職をめざす政策は、必ずしも教職の待遇や社会的地位、すなわち教職の専門職性を下支えする改革を伴っていなかったことが明らかになった。

まず、教員給与については、1969年の人材確保法によって、一般地方公務員に対する優位性が確保されることとされたことが、給与面で教職の魅力が高める大きな政策となった。しかし、その後教員給与は、全国の都道府県において、人事院勧告によって定められた国立大学附属学校の給与に準拠するしくみとなり、一般公務員の給与と同様に変動していたことが明らかとなった。また、一般地方公務員に対する優位性も縮小していることが明らかになった。給与面においては、教

職の専門職性は、1970年代後半以降は特に下支えされてこなかったことが示唆される。

また教職の法的地位についても、教員免許更新制が導入され、生涯有効だった教員免許の有効期限が、十年間に縮小されるなど、弱められていた。また、教育二法の制定以後、教員の政治的中立が厳しく問われるようになるなど、教員個人の思想信条の自由も、国家公務員並みに制限され、その管理が強化されていることが明らかになった。

一方、教職を「特別な専門的職業」として定義し、1978年～1981年新構想三大学の設立、2007年教職大学院の設立がおこなわれてきた。しかし、この設立過程の議論の詳細をみると、教員個人への裁量の幅を広げ自律性を高めるといった、西欧的専門職モデルにそぐう理念は抽出できず、むしろ国家に自己犠牲的に献身する聖職像を中心として、教職内に指導者層となるリーダーを育て階層化を促進する理念が観取された。

今後、日本における教職の専門性と専門職性の関係の展開を、いっそう探究することが今後の課題である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 9 件)

荒井英治郎、丸山和昭、田中真秀、「日教組と人材確保法の成立過程」信州大学教職支援センター編『教職研究』9巻、2016、87-121、査読有り。

末富芳、「教育費の公私負担の変動 - 2010年代の教育費政策を中心に」日本教育制度学会編『教育制度学研究』23巻、2016、106-110、査読無し。

高橋哲、「アメリカの教育財政制度改革 - 2000年代以降の連邦補助金政策の展開」日本教育制度学会編『教育制度学研究』23巻、2016、111-115、査読無し。

末富芳、「キャメロン政権下におけるイギリス教育財政改革の特質 - Pupil Premium による学校改善と子どもの貧困への対応を中心に」『日本大学人文科学研究所紀要』90巻、2015、68-91、査読有り。

高橋哲、「行政改革としての教員評価 = 人事評価制度 - 日米比較からみる教員評価政策の日本の特質」『日本教育行政学会年報』41巻、2015、37-55、査読無し。

広田照幸、末富芳、筒井美紀、田中真秀、香川七海「1980年代日本教職員組合の400日構想における路線対立軸の整理(その2)」『日本大学人文科学研究所紀要』88巻、2015、

39-59、査読無し。

佐久間亜紀、「教員養成における専門教育の課題」『歴史評論』774巻、2014、5-18頁、査読無し。

高橋哲「教員免許更新制と教員養成制度改革」『教育法の現代的争点』7巻、2014、192-197、査読無し。

広田照幸、末富芳、筒井美紀、田中真秀、香川七海「1980年代日本教職員組合の400日構想における路線対立軸の整理(その1)」『日本大学人文科学研究所紀要』88巻、2014、51-75、査読無し。

〔学会発表〕(計 4 件)

佐久間亜紀、「明治初期師範学校における教職像の再検討 - アメリカの影響の観点から」日本教育学会第75回大会、北海道大学(北海道札幌市)、2016年8月25日。

高橋哲、「教職の専門性をめぐる法制論の争点と課題 - 米国ミシガン州の教員評価制度改革を素材として - 」日本教育学会第75回大会、北海道大学(北海道札幌市)、2016年8月25日。

荒井英治郎、「新教育大学構想の政策過程 - 1970年代における教員研修制度の改革論議に着目して」日本教育学会第75回大会、北海道大学(北海道札幌市)、2016年8月25日。

末富芳、「給与における教員の専門職性の検討」日本教育学会第75回大会、北海道大学(北海道札幌市)、2016年8月25日。

〔図書〕(計 7 件)

佐久間亜紀『アメリカ教師教育史 - 教職の女性化と専門職化の相克』東京大学出版会、2017年、全500頁。

本図愛実・末富芳編『新・教育の制度と経営』学事出版、2017年、全192頁。

末富芳(分担執筆) 河野和清編『現代教育の制度と行政』福村出版 2017年、全236頁(うち末富分担執筆文 213-235)

末富芳編著、『予算・財務で学校マネジメントが変わる』学事出版、2016年、全152頁。

高橋哲(分担執筆) 橋本鉦市『専門職の報酬と職域』玉川大学出版、2015年、全266頁(うち高橋分担執筆分 134-158頁)

荒井英治郎編著、『教育と法のフロンティ

ア』晃洋書房、2015年、全128頁(うち荒井
執筆分37-47頁)。

高橋哲(分担執筆) 日本教育行政学会研
究推進委員会編『首長首藤教育改革と教育委
員会制度-現代日本における教育と政治』
2014年、全273頁(うち高橋分担執筆分
189-204頁)。

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

佐久間 亜紀(SAKUMA, Aki)
慶應義塾大学・教職課程センター・教授
研究者番号：60334463

(2) 研究分担者

高橋 哲(TAKAHASHI, SATOSHI)
埼玉大学・教育学部・准教授
研究者番号：10511884

末富 芳(SUETOMI, KAORI)
日本大学・文理学部・教授
研究者番号：40363296

荒井 英治郎(ARAI, EIJIROU)
信州大学・学術研究院総合人間科学系・准
教授
研究者番号：60548006

布村 育子(NUNOMURA, IKUKO)
埼玉学園大学・人間学部・准教授
研究者番号：70438901

(平成25年度～平成26年度研究分担者)

(3) 連携研究者
なし

()

研究者番号：

(4) 研究協力者
なし

()

研究者番号：